

政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の証票交付申請について

概要	<p>公職の候補者又は候補者となろうとする者（現職を含む。）及びこれらの者に係る後援団体が政治活動のために使用する事務所に立札及び看板の類を掲示する場合は、公職選挙法施行令第 110 条の 5 第 4 項の規定に基づき北広島町選挙管理委員会に申請を行い、交付を受けた証票を貼らなければなりません。</p> <p>なお、証票は 4 年ごとに更新が必要です。</p>	
サイズ	<p>縦・横それぞれ：150 cm×40 cm以内 （足付きのものは、足の部分を含みます）</p>	
立札・看板の類の数	候補者用（個人用）	後援団体（団体用）
	4 枚以内	4 枚以内
証票交付申請書	<p>北広島町選挙管理委員会事務局まで申し出てください。</p> <p>※個人用と団体用とでは、証票交付申請書の様式が異なるので注意してください。</p>	
添付書類	なし	政治団体の設立届の写し又は団体規程等
公職の種類	北広島町長・北広島町議会議員	
受付窓口	<p>北広島町選挙管理委員会事務局（北広島町役場総務課内） Tel.050-5812-2111</p> <p>※証票を受領する場合は、受領者の印鑑を持参してください。</p>	
手数料	なし	
備考	<p>○一つの事務所に掲示できる立札及び看板等は 2 枚までです。（看板等の両面使用は 2 枚と計算されます。）</p> <p>○立札及び看板等は、政治活動用の事務所ごとにその場所において掲示するものです。事務所として実態がないような場合（例えば空き地）等に掲示することはできません。</p> <p>○後援団体は、広島県選挙管理委員会に政治活動団体として届け出し、登録されていることが必要です。</p> <p>○選挙期間中は、新たに立札や看板などを掲示することはできません。</p>	